

三条民商

三条民商工会
 三条市訓府2-16-28
 TEL 32-2710
 FAX 32-2718
 2017年4月24日
 2270号

納税緩和・猶予の学習会開く

4月13日(木) 民商事務所
 13日、「納税緩和・猶予」について学習し、役員を中
 心にも名が参加しました。

学習会では小林副会長が実際に換価の猶予を申請
 した時の話を詳しく説明しながら、申請書の書き方や
 ポイントなどを学習しました。小林副会長は「猶予申
 請をして予定通りに納付が出来ないときなどはとにか
 く税務署に相談に行く」とが大事。こちらが払う意
 思を示せば税務署も丁寧に対応してくれること実休
 駿からアドバイス。参加者からは「他の会員さんにも困
 っている人がいたらこの制度を知らせていきたい」との
 感想がだされました。

今後の増税、徴収体制の強化に対して「納税緩和措
 置」の積極的な活用と取り組みが重要になってきま
 す。未納や滞納は放置せず、まずは民商に相談を！

始めてみませんか！

パソコン記帳

参加者募集中！

☆参加希望の方は民商までお
 問い合わせを



第1回目の日程が決まりました！
第1回目 4月26日(水)
三条民商事務所
午後7時～午後9時

◆民商では今年から新たに始める方、もうすでにパソ
 コンでやっている人でもまだよくわかっていない方な
 どを対象にパソコン記帳の講習会を企画しています。
 参加希望の方は民商までお問い合わせ下さい。日程は
 決まり次第お知らせします。

労働保険年度更新まだの方 お早めにお願ひします

記入の上印鑑も忘れずにご持参願ひます。
 ☆なお、廃止された(廃止予定)の事業所も保険料の
 確定作業が必要です。必ず手続きをお願ひします。

法律相談 随時受付中

工藤和雄顧問弁護士
 お問い合わせは民商事務所まで



雇用保険料率が変わっています！

平成29年4月1日から雇用保険料率が以下の表のとおり
 に引き下がりました。従業員の給料から天引きする額も一
 般の事業で3/1000、建設の事業で4/1000となってい
 ます。注意しましょう。

平成29年4月1日からの雇用保険料率

	労働者負担①	事業主負担②	雇用保険料率①+②
一般の事業	3/1000	8/1000	9/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

共済会だより 4月号

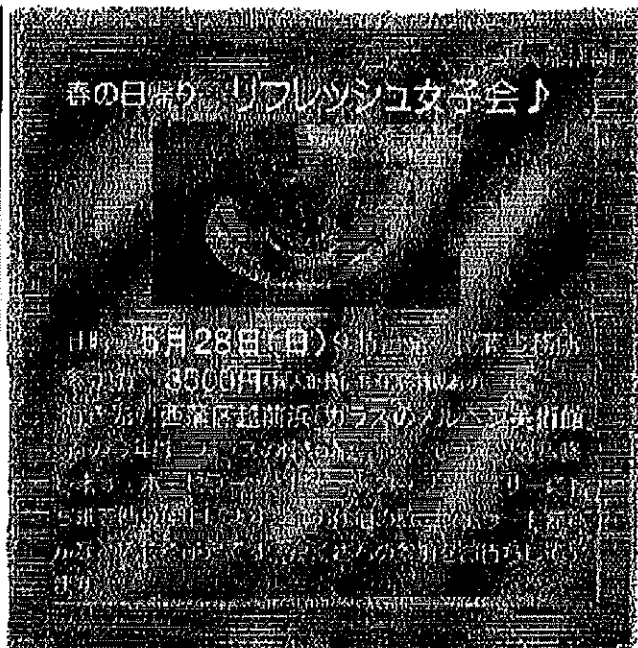
三条民商共済会では会員みなさんが
 健康で安心して商売が続けられるように
 日々活動しています。昨年、共済制度が
 改正され、75歳以上の方が使いやすく、
 見舞金も増額されました。共済制度など
 について詳しく知りたい方は事務局、共
 済役員にお問い合わせ下さい。



会員のおみなさんに喜ばれて
 います
 毎月たくさんの方が共済を利用され
 ています。2～4月は12人の方のご利
 用で約43万円が支払われています。

2月～4月見舞金支払い	
大願がん	63,000
長寿祝金(4人)	200,000
骨折	24,000
心不全	90,000
白内障	18,000
その他	39,000
計	434,000

春の日帰りリフレッシュ女学会



日時 5月28日(日) 三条民商事務所
 3500期(13時～17時)
 会場 西条区通前浜(ガラスの館)3階(無料)